

総務経済委員会勉強会会議録

招 集 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 4 日									
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室									
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分				委 員 長	加藤 治司			
	閉 会	午前 1 1 時 5 8 分				委 員 長	加藤 治司			
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名			出 欠		氏 名			出 欠	
	相曾 桃子			○		山本 晃子			○	
	柴田 一雄			○		加藤 治司			○	
	三上 元			○		神谷 里枝			○	
説明のため出席した 者の職・氏名	市民安全部長			山本 健介						
	保険年金課長			山中 裕美						
	後期高齢者医療係長			中村 英倫						
	国保年金係長			藤田 由記子						
	健康増進課 健康づくり係長			高須 永味子						
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	内山 浩二			書記	小林 勝美		書記	白井 麻貴	
会議に付した事件	令和 7 年 9 月 定例会付託議案審査									
会議の経過	別 紙 の と お り									

総務経済委員会会議録

令和 7 年 9 月 2 4 日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○加藤委員長

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、竹内議員より傍聴の申出がありましたので、同席されますので報告いたします。

本委員会に付託されました議案は既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきますようお願いいたします。

また、付託議案2案を午前中に実施し、午後からは勉強会がありますので、スムーズな進行に協力をお願いしたいと思います。なお、会議録作成のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないように静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第82号、令和6年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は311ページから331ページ、主要施策成果の説明書は183ページから201ページまでとなります。

これより質疑を行います。

質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

相曽委員。

○相曽副委員長 国民健康保険税のところですけども、国民健康保険税全体で前年度比3,191万4,000円。

○加藤委員長 ページ数とあれ言ってくれますか。

○相曽副委員長 決算書313ページ、主要施策成果の説明書は185ページになります。

続きですけども、3.0%の減少の要因は、加入者数の減少によるものなのか、また、今後の推移をどのように捉えているのかを伺います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

国民健康保険税の収入減の主な要因は、加入者の減少となります。令和6年度末の被保険者数は、令和5年度と比較しますと、後期高齢者医療への移行などの事由により628人減となっております。加入者数の減に伴い、課税対象となる世帯数及び所得総額も減少するため、結果として国民健康保険税の減少につながっております。

今後の保険料の推移ですが、令和7年度は、県納付金算定方法変更に対応するための税率改定により、1人当たり平均年額3,000円の増額を行い、令和8年度については、新規に創設される子ども・子育て支援金分として、1人当たり平均年額3,000円ほどの増額を見込んでおります。

しかしながら、医療の高度化により、医療費は年々増加傾向にあり、また、県の納付金算定方法変更に伴う県納付金の歳出増となり、令和8年度以降も歳入不足が見込まれております。

こうしたことから、令和9年度以降も、国や県の動向を踏まえながら、財政状況などの検証を行い、税率改定を行

うことを検討しております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

○加藤委員長 次に、どなたかおられますか。

柴田委員。

○柴田委員 同じところであるんですけども、相曽委員への答弁のところですけども、令和8年度以降も歳入不足が見込まれているということですけども、現在の市内の人口状況を見たときに、歳入不足というのがどのぐらい続いていくのか、被保険者の数がどのくらい年々減っていくのか、そういった見通しというのは立っているのでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

県納付金の算定方法により、増額とされる金額は年額平均で1人当たり6,000円ほど見込んでおります。令和7年度に3,000円の改定をしておりますので、残りの3,000円を令和11年度までに行う必要があると考えております。

被保険者数の推移ですけれども、今後も社会保険の適用拡大、それから、人口、出生数と比較して後期高齢者医療への移行人数が多いものですから、そうしたところから被保険者の減少を見込んでおります。

以上です。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 次に、どなたかおられますか。

山本委員。

○山本委員 同じく歳入で、決算書313ページ、主要施策成果の説明書185ページです。

国民健康保険税に関してです。国民健康保険税の収納率と不納欠損額721万8,739円の人数、理由、外国人比率をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和6年分の収納率は、現年度分については95.58%、滞納繰越分については29.92%、全体で87.95%となっております。令和6年度不納欠損の内訳は、財産なしが119人、金額が527万2,279円。生活困窮が1人、2万8,500円。所在不明が33人、190万60円。その他が2人、1万7,900円となっております。

そのうち、外国人が41人、金額が203万1,090円。人数の割合が26.5%、金額が28.1%となっております。

以上です。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 その他というのは、具体的にどういうことを指すんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

その他ですけれども、被保険者本人が死亡し、相続放棄などにより相続人が分からない、不明の方になります。

以上です。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 所在不明に関してなんですけど、それは、こういったプロセスを経て、こういう結果になるのでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

所在不明、特に外国人ですけれども、出国された方につきまして、出国されて連絡がつかない方が主な方になります。

以上です。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 出国されて、その後というのは、もうそれで終わりですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

出国された後ですけれども、入国管理局のほうに、再入国をしているかどうかという調査を定期的に行っております。

以上です。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 じゃあ、リストか何かを出して、その該当者を調べて、入国が確認されたらアプローチをするという形ですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

委員のおっしゃるとおりで、再入国者を定期的に調査して、もし再入国が確認された場合には、その住所地のほうへ催告をするという形を取っております。

以上です。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 次に、どなたか、質問。

神谷委員。

○神谷委員 4番目の質問になりますけれども、今の山本委員の質疑に対して、長いことやらせてもらってて申し訳ないんですけども、財産資力がないという人が119人で、生活困窮が1人とかって御答弁があったかと思うんですけども、この違いというのはどのように解釈すればいいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

財産なしとは、差し押さえる財産などが全くない方を指します。

資力なしのほうは、金融機関などに金融調査などを行い、多少の財産は、差し押さえるほどではないですが、資力は見られる方となります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 生活困窮との違いを、もう少し分かりやすく御説明願えますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 すいません。内訳の事由につきまして、すいません、税務課のほうに確認させていただいた上でお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 結構です。取下げでいいです、この質問。

○加藤委員長 取下げをお願いします。

○神谷委員 滞納繰越金が318万4,392円増えていると思うんですけども、滞納繰越金に対する状況や要因をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

滞納繰越分の歳入増の要因といたしましては、収納率の向上が挙げられます。令和6年度の滞納繰越分収納率は29.92%で、前年度より2.7ポイント上昇しております。

差押件数につきましては、令和5年度157件から令和6年度210件へと大幅に増加しており、滞納繰越分の増加につながったものと認識しております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 今回、何か特段、差押えとかいろいろ取り組んでくれたんですけど、何か特段違うような方法ってあったんですか。特にはなくという解釈でよろしいですか。手だてを企てましたよとあってありましたか、令和6年度は。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

特段、大きな手段を変えたようなことはないんですけども、きめ細やかな滞納整理や納税相談、分割相談、分割納付などの柔軟な対応と、それから、差押えの件数が多かったことが結果につながったものと認識しております。

以上です。

○神谷委員 はい、了解です。

○加藤委員長 次に、何かありますか。

神谷委員。

○神谷委員 続いてですけども、1款1項になりますけども、先ほども、不納欠損のことで山本委員が内訳をお聞きして答弁があったかと思うんですけども、不納欠損額が408万3,500円ですかね、減額となっております。これも何か特段講じた策があったのかどうかと思って。減額になっているということは、不納欠損が減ってるということはもちろんいいことなんですけども。ちょっと、その辺で何か御苦労なさったことがあればと思いまして、お伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

先ほどもちょっとお伝えしましたが、滞納整理の手法のほうに大きく変えたということは、申し上げましたとおり、ありませんが、令和6年度の不納欠損の件数が減少した理由といたしましては、令和5年度、不納欠損の件数が例年より多く、そのため、令和5年度の件数と比較したときに減少となっていることが主な要因です。令和6年度の不納欠損件数が減少した理由といたしましては、令和2年度に行った執行停止の件数が少なく、執行停止後3年経過による不納欠損が減少したことも影響しています。

また、二つ目の理由として、10万円超えの不納欠損案件の減少が挙げられます。10万円超えの不納欠損案件は、令和5年度は28件で、金額が約946万円でしたが、令和6年度は18件、565万円となっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。終わります。

○加藤委員長 次に、どなたかおられますか。

相曽委員。

○相曽副委員長 決算書314ページ、主要施策成果の説明書186ページのところになります。

3款2項8目のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う事業補助金902万3,000円なんですが、マイナンバ

ーカード及び健康保険証の一体化を届け出した加入者数の推移をどのように評価しているのかと、また、保有率増加対策などをお聞きしたいです。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

国民健康保険のマイナ保険者の保有者数と保有率は、令和6年4月末時点では、被保険者数1万550人に対し、7,409人、70.2%。令和7年4月末時点では、被保険者9,973人中7,741人、比率のほうが77.6%と増加しております。

保有者数の順位などは統計上出ておりませんが、マイナ保険証の利用率につきましては、令和7年7月時点で、県内35市町中15位となっております。

こうしたことから、一定の取組の成果があったと認識しております。

取組の内容としましては、マイナ保険証の普及推進を図るため、マイナポータル専用端末における利用登録申請のサポートや、マイナ保険証の利用に関するチラシの送付、ほかには、広報こさい、市のウェブサイトにおいて、利用方法やメリットを周知しております。

今後も国の方針を踏まえながら、市民の理解と利用拡大に向けて、引き続き取組を行ってまいります。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

次に、神谷委員。

○神谷委員 3款2項8目です。国庫支出金ですけども、当初予算が26万7,000円だったと思うんですけども、それに対して、決算額が902万3,000円、大幅な増額となった理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

国庫支出金の収入増につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う諸経費に対する補助額の増が要因となります。内容といたしましては、加入者情報のお知らせの郵送料とシステムの改修費で、補助率は10分の10となっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 補助率が10分の10ということで、担当課としては、何ていうんですかね、全て人件費とか何かも見込んでやって10分の10もらえてるという、そういう解釈でよろしいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

こちらの補助額ですけども、人件費は含まれておらず、加入者情報のお知らせを送るための郵送料と、それから、システム改修が必要となりますので、そちらの必要経費のほうの補助となっております。

人件費については、補助対象外となっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。ありがとうございます。

続いて、いいですか。4款1項2目の県支出金で、県支出金のほうが逆に3,551万9,000円減額となったと思うんですけども、理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

普通交付金は、保険給付費、医療費の実績に応じて交付される交付金となります。

保険給付費については、年度間で伸び率が異なり非常に予測が難しいこと、また、予算計上に当たっては、前年度実績と前年度からの伸び率を基に、予算に不足が生じないよう算定していることから、予算額と決算額が乖離してしまう場合があります。

令和8年度予算作成に当たりましては、算出方法を再検討し計上してまいりたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。了解です。

○加藤委員長 次に、何かありますか。

柴田委員。

○柴田委員 歳入の8款4項1目、決算書が319ページ、主要施策の説明書の187ページになりますけれども、雑入のところになりますけれども、一般被保険者、第三者納付金のところでございますけれども、昨年と対比してみますと、710万8,000円の増加ということで、こちらの納付金の概要と増加した要因をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

こちらの納付金ですけれども、被保険者が交通事故など、第三者の不法行為に起因して治療した場合、その治療費用は第三者に賠償責任が生じます。保険者は、一旦保険給付を行います、保険給付後に第三者の過失割合に応じた金額を第三者に請求しております。

本市は、求償事務を国保連合会に委託しており、損害賠償金として国保連合会を通じて第三者納付金として歳入しております。

令和6年度の増額につきましては、交通事故による令和3年から令和6年の求償費1件、総額894万6,191円と高額な損害賠償認定があったことにより、例年より増額となっております。

以上です。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 よく理解できました。ありがとうございます。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 同じく雑入のところでいいかな。普通交付金、雑入におけます普通交付金ですけれども、これも616万4,000円ぐらいですかね、増額してると思うんですけども、要因をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

こちらの雑入、普通交付金ですけれども、前年度2月診療、3月決定分の診療報酬費精算に伴う返還金となっております。3月決定分は、決算の都合上、実績払いではなく概算払いとなっております。こちらの金額のほうは、年度間にばらつきがあり、令和6年度は、概算額よりも精算額が高く616万4,000円の増額となりました。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。年度間でばらつきがあればしょうがないですね。2月。そうですね。了解です。ありがとうございます。

○加藤委員長 歳入に関して、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、次に、歳出について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

三上委員。

○三上委員 歳出の1款で、決算のページが321、主要施策成果の説明書で188ページ、一般管理費です。

電算システム補修改修業務として782万円を支出していますけれども、これは、何年かの周期で発生するものというふうに考えたほうがいいんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

電算システムに関わる委託料782万8,700円のうち、保守に関わるものが48万500円、改修に関わるものが734万8,000円となっております。

システム保守に関わるものについては、毎年度発生するもので、システム改修につきましては、法改正などに伴い、臨時的に行うものとなります。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 ということは、何年か後にまた送るかどうかというのは、法改正などがない限りは予測できないということですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

委員のお見込みのとおりで、法改正は随時行われるものではないものですから、こちらとしてもちょっと見込みが立たない部分となります。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 法改正があって、やらざるを得なくなった場合は、国からの補助とか県からの補助は当然あるんですね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

制度改正に伴うシステム改修につきましては、多くのものが国・県からの補助があります。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○加藤委員長 次に、どなたかございますか。

三上委員。

○三上委員 もう一つあります。歳出の2項ですね。321ページと189ページです。

外国人被保険者が500人ほど存在しておりますけれども、外国人の遅延・滞納は平均よりも二、三割高いんでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和6年度における滞納者の状況は、全体で759人、滞納額は4,652万363円となっております。

内訳は、日本人が532人、滞納額が3,069万8,385円。外国人は227人、滞納額が1,582万1,978円です。

被保険者全体の人数に対して、外国人の方の占める割合が4.4%に対して、滞納者数全体に対する外国人の割合は29.9%となっていることから、外国人滞納者の割合は高いと考えております。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 それはもう、所得が低い層になっている外国人が多いので、ある意味では、仕方がないという考え方でしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

外国人市民の方の滞納の理由といたしましては、委員お見込みのとおり、資力が低いということも考えられますし、それから、出国に伴い、納付がないというところも要因の一つだと考えております。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○加藤委員長 次に、質問のある方はございますか。

三上委員。

○三上委員 もう一つお願いします。歳出の2項で、同じく賦課徴収費、321ページと189ページでございます。

納付方法で口座振替、これ理想なわけですが、これが多いほうがいいんですが、現在73%を占めています。年々向上しているのかどうか。もう一つは、この水準で満足しているのかどうか。

以上です。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

本市の口座振替率は、毎年おおむね7割程度の振替率を維持しております。県内35市町の振替率は平均63%となっており、本市の振替率は県内平均よりも高いことから、一定の水準は満たしているものと認識しております。口座振替による納付は、納期内納付の向上に直結し、また、現年度分の収納率向上に有効な手段となります。

今後も、窓口での勧奨をはじめ、振替率の推進に取り組んでまいります。

それから、振替率の推移ですけれども、令和4年度から令和6年度は67%を推移しており、大きな変動はありません。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 ということは、県内の平均より1割ぐらい高いから満足していると、これ以上の増加は見込めないだろうという感じですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

県内水準よりも高いのですが、やはり収納率向上というところには大きな要因となるため、今後も収納率向上に向けて取組は続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 どういう手段で向上に努めるんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

窓口での口座振替の勧奨、それから、納付書の通知などに口座振替勧奨のチラシなどを同封することを考えております。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○加藤委員長 いいですか。

次に質問のある方はございますか。

柴田委員。

○柴田委員 歳出の2款1項1目、決算書が323ページ、主要政策の成果説明書192ページになりますけれども、一般被保険者療養給付費のところでございますけれども、先日の決算説明会の際の説明内容ですと、被保険者の数が減っていることに相まって金額は減っているというような説明は受けておりますけれども、1人当たりの医療費の状況と県内での順位をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

まだ令和6年度の集計のほうができていないものですから、令和5年度実績でのお答えとさせていただきます。

令和5年度の湖西市国保の被保険者1人当たりの医療費は40万1,004円で、前年度と比較しますと、2万5,808円、6.88%の増となっております。医療の高度化により、1人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。また、県内順位ですが、1人当たり医療費が高いほうから、35市中29位となっております。

以上です。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 高いほうから29位ということは、湖西市の市民の方々、健康であって、医療費が抑えられているということと理解してよろしいでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

委員お見込みのとおりとなります。

以上です。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 承知しました。ありがとうございます。

○加藤委員長 次に、質問のある方はいますか。

山本委員。

○山本委員 歳出、2款3項2目、決算書325ページ、主要施策説明書196ページです。

出産育児一時金に関してです。受給対象者の中に滞納者はいませんか。また、外国人の受給者がいるようでしたら教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和6年度に給付対象者21名中、外国人受給者は8名となります。

また、滞納者は1名で、支給額の一部を、本人の同意を得て未納分に充当しております。また、出産一時金だけではなく、給付を受ける被保険者に未納がある場合には、同意書をいただいた上で、未納分へ充当しております。

以上となります。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。理解しました。

以上です。

○加藤委員長 次に質問のある方はおられますか。

相曽委員。

○相曽副委員長 歳出２款３項４目、決算書325ページ、主要施策成果の説明書196ページの支払い手数料のところですが、給付件数26件に対し支払い件数は21件ということですが、この差異についてはなぜかをお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

出産育児一時金は、お子さん１人当たり、一律50万円給付する制度となっており、出産者の多くが直接支払い制度を利用している状況です。直接支払い制度は、出産者からの申請を受けた医療機関からの請求に基づき、国保連合会が医療機関に出産費用を直接支払い、その後、国保連合会が各保険者に請求するという流れになっています。

なお、直接支払い制度を出産費用が50万円未満であった場合は、後日、その差額分を市から本人に支給しております。また、支払手数料は、直接支払い制度が利用され、国保連合会が医療機関に支払った件数に応じて生じるものです。

出産育児一時金給付件数26件と支払手数料件数21件との差、５件の内訳ですが、医療機関への直接支払い分が50万円未満で差額を本人へ直接給付したものが４件、多胎児であった場合には、出産児数にかかわらず、出産者１人につき手数料を１件として取り扱うことから、手数料が不要となった分１件となります。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員一。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

神谷委員。

○神谷委員 すいません。決算額が1,095万5,000円ですかね。1,095万5,230円になっています。その内訳というのは教えていただけますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

26件の内訳ですが、直接支払い制度を利用したものが20件、そのほか、差額支給を本人に行ったものが６件となっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、20件の方には50万、直接支払いをしました。あと、医療機関のほうから請求があって、差額を支払ったのが６件で、その６件分がこれになる、あとの残りということですよ。20件で1,000万円だから、95万5,000円分が、その差額支払い６件分のお金ということ。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

20件は、直接支払い制度を利用した件数であって、皆様が一律50万円、そこで利用したというわけではなく、医療機関を通して支払ったものが45万円の方も、例えばですけども、45万円とかの方もいらっしゃいますし、上限いっぱいまでの50万円をそこで支払えた方もいます。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 うまく整理できない。そうしますと、じゃあ、給付件数が26件ですので、何人分に直接50万円を払いました、この積算と言ったらいいんですかね。45万円の人が何人、そうでない人が何人とかという、その数字というのは把握はできないんでしょうか。

決算書を見ても、出産育児一時金としてこの金額が載ってるだけなものですから、ちょっと中身がどうかなと思って聞きしたんですけど。

○山中保険年金課長 給付人数としては23人となりますが、すいません、ちょっと細かな数字のほうはちょっとお時間をいただきたいと思います。申し訳ありません。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 やはり決算で、ここに1,095万5,000円と取りあえず主要施策成果の説明書のほうにも載ってますんで、その積み上げた数字がどうなのかなというのがちょっとお聞き、これ毎年、ここ人数がちょっと行ったり来たりして、去年も聞いた記憶があるんですけど、そこをいま一度ちょっと。この数字で積み上げて1,095万5,000円になるんだというのが分かれるとちょっとすっきりするかなと思ひまして、お聞きしました。

○加藤委員長 データはあるんですか。保険年金課長。

○山中保険年金課長 データはある、ここにリストであるんですが、ちょっとそれを足さないとお伝えができないという状態で、リストのままお伝えするのもあれなんで、すいません、ちょっとお時間をいただきたいです。大変申し訳ありません。

○加藤委員長 了解です。

では、次に質問のある方はおられますか。

相曽委員。

○相曽副委員長 歳出の6款2項1目のところです。

決算書が329ページ、主要施策成果の説明書199ページの特定健康診査など、事業費なんですけれども、特定健康診査の受診率と、あと、特定健康診査受診率向上のために取り組んでいることを教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

特定健診の受診率は、令和5年度では40.5%、令和6年度は、暫定値で39.2%でした。

受診率向上の取組としては、がん検診と同時に受診できる機会として、集団健診を令和6年度は6回実施しており、土曜日の日程も設けております。また、湖西市医会に協力いただき、かかりつけ医や身近な医療機関で、特定健診とがん検診を合わせて受診もできる体制となっており、土曜日や日曜日に受診が可能な医療機関もあります。

その他には、令和6年度に実施した受診率向上のため、委託による再受診勧奨通知の送付やウェブサイトや電光掲示板、ポスターなどでの啓発、連携協定を結んでいる明治安田生命によるチラシの配布、保健推進員による各地区での健診受診の啓発を実施しております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 様々な受診率向上のための取組はされていらっしゃるとお聞きしたんですけれども、令和6年度の概算ですけれども、39.2%と例年よりかは気持ち低くなってしまったその要因みたいなのはどのように分析されてますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

受診率減少について、はっきりとした理由は把握できておりませんが、職場で健診を受けている方、既に医療機関に受診しており、健診を受けない方が増えているのではないかと推測をしております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 働かれてる方が職場で受けていらっしゃるとか、もともと持病があつて受診していらっしゃるとい

う方は、別枠で何かデータとしては収集はできないのでしょうか。例えば、特定健診を受けた受診率というのは39.2%というふうに分かったということで、その他、推測の域であるところの確定として、例えば、受けた人の、受けてますという返事をいただいて、その方たちが、例えば60%いたとかというふうに表すことで、目標値はクリアしていますというふうにできたりもしないのかなと思うんですけど、しっかりとして数を確認するというのは難しいのでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

既に医療機関に受診しており、健診を受けていない方に対し、みなし受診という形を取る形で、令和7年度以降取り扱うことを検討しております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

相曽委員。

○相曽副委員長 同じところなんですけれども、今度は、特定健康指導の受診率と特定健康指導受診率向上のために行っている取組をお願いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

特定保健指導は、3か月以上の継続的な支援を実施するため、令和6年度の実施率は確定するのは12月頃となっているため、令和5年度の指導率で報告をさせていただきます。

特定保健指導の指導率は、令和4年度66.2%から令和5年度65.4%となっております。

指導率向上のための取組として、対面での保健指導に加え、訪問での指導を実施しております。また、夜間や土曜日でも指導が受けられるよう、保健指導を一部の薬局に委託しております。

保健事業の中で人間ドックの受診費用を助成しておりますが、人間ドックを受診して特定保健指導の対象となった場合に、人間ドック当日に指導の初回面接が受けられるような体制を取っております。

また、外国人の方への指導は、市民課から、多言語ビデオ、通訳タブレットを借用したりして対応しております。

以上となります。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 先ほども外国人の方の人数のほうも、500人ほどいらっしゃる中のどの方が対象になるかはちょっと分からないんですけども、多国籍化している中で、外国人の割合というものも一緒にこの指導対象者には増えているのか、そこを確認してもいいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和6年度、保健指導基準該当者は305人、そのうちの13人が外国人でした。比率のほうは4.2%となっております。前年度は2.6%でしたので、割合として増加をしております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 それでは、今後も増加するであろうという見込みが考えられると思いますので、そうしますと、先ほども通訳のタブレットを使ったとか、その他通訳者を呼ぶとかであれば、いろんなまた、本来の指導とは別なシステムや対策というものが必要になってくるのかなと思うんですが、そこに関しては課題だと思っていらっしゃるのか

を確認してもいいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

委員お見込みのとおり、外国人被保険者の増加に伴い、そういった対応を手厚くしていくことは必要なことだと考えております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 今回の決算を見ていて、歳入の決算額は予算よりも増えてたかなと思うんですけども、歳出予算が54億1,000万円に対して、決算額のほうが51億9,574万4,000円だと思います。

執行率というのも変ですけども、この結果をどのように捉えているのかお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

歳出予算のうち、保険給付費が約70%を占めておりますが、1人当たり医療費の増加率は年度間で異なり、的確に予算額を見込むことが難しく、大変苦慮しております。

令和6年度国民健康保険事業特別会計歳出予算の執行率は96%で、湖西市の他の会計の執行率は、介護保険事業特別会計が95.2%、後期高齢者医療事業特別会計が99.7%となっております。

他の特別会計の執行率と大きく変わらないことから、執行率について大きな問題はないとは考えております。ただし、安定的な国民健康保険財政運営を行っていく上で、的確に事業費を見込み、事業を精査していくことは重要であると考えております。引き続き、適切な予算編成と事業執行になるよう努めてまいります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

続いて、もう一個、データヘルスの関係も言ってるんですけど、これ、先ほど来、同僚委員の質問で分かりました。成果とか。やはり課題というの、先ほどの外国籍の方への対応で、そこぐらいでいいんでしょうか。もし、ほかに、まだデータヘルス計画の中で特定検診等事業の成果と課題ということで通告してありますけども、補足等ありましたら、お願いします。

聞き方が悪かったですかね。データヘルス計画における特定健診等事業の成果と課題をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

第3期データヘルス計画の評価指標は18項目あり、そのうち8項目は県から発表される法定報告値を使用しており、発表が12月頃であるため、現在把握できている10項目について回答をさせていただきます。

実績値が出ている10項目のうち、目標値に達成しているものは3項目となっております。事業の取組評価としましては。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 すいません。ちょっとゆっくり目に言っていただいてもいいですか、すいません。今、3項目が目標値に達していると。

○加藤委員長 保険年金課長。○山中保険年金課長 おっしゃるとおりです。すいません、じゃあ、ゆっくり進めさせていただきます。

事業の取組評価としましては、新規事業として令和6年度にみなし健診と重複投薬・多剤投与に関する検討会の実施準備を行い、令和7年度から開始しております。また、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにおいては、令和6年度に専門医への紹介基準について見直しを行い、糖尿病性腎症の重症化における取組の強化につながっていると考えております。

課題といたしましては、特定健診の受診率低下の要因が把握できていないこと、それから、保健事業を実施する中で、健康へ関心が低い40歳代から50歳代の働き盛り世代へのアプローチが難しいことです。

今後、事業を実施していく中で、さらなる検討が必要であると考えております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 ただいまのデータヘルス計画に関連することでちょっと確認をしたいんですけども、先ほど来から、データヘルス計画もそうですけども、市民安全部の保険年金課長のほうから、担当ということで御答弁もいただいていると思うんですけども、そういった中で、ただいまの神谷委員の答弁にもございましたように、データヘルス計画に基づいて活動もされているということでございますけれども、一方で、健康福祉部、健康増進課のホームページを拝見しますと、健康増進課の業務といたしまして、市民の健康づくり、それから、各種検診、また、健康相談、そういったものも記されているわけですけども、内容といたしまして、健康福祉部の健康増進課が担う事業と重複しているところも多々あると思うんですけども、その辺り、庁舎内での分担ですとか連携というものがどのように行われているのか確認をお願いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

保険年金課のほうでは、レセプトなどの医療データを提供し、健康増進課ではそのデータの分析を行っております。両課でもって保健事業の計画を行い、実施のほうは健康増進課で行っております。随時、健康増進課と保険年金課で連携を取り、検討をし事業を進めているところでございます。

以上です。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。私も先ほど質問させていただいた中で、県内でも医療費が抑えられているということでございましたので、そういった取組が今後も成果につながっていくのかなと思いますので、引き続き期待をしたいと思います。ありがとうございます。

○加藤委員長 さっきのデータはまとまりましたか。

保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

先ほどの出産育児一時金の給付件数と金額に対する内訳ですけれども、直接払い、医療機関に支払ったものが20件、金額のほうが1,029万5,245円。差額支給として、被保険者本人に支払ったものが6件、金額が65万9,985円となります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。これを足せば1,095万5,000円になっていくという、そういうことでよろしいですね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

委員お見込みのとおりでございます。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。お手数おかけしました。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかに。全体でもいいですから、何か質問ある方はいますか。

山本委員。

○山本委員 すみません、先ほど聞き漏らしてしまったんですが、出産一時金の外国人8名のところで、国籍を教えていただければと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 すいません。今、手持ちの資料のほうで国籍が分かるものはないものですから、ちょっとお時間をいただきたいと思います。申し訳ありません。

○加藤委員長 質問して、そうやって言われると閉めれんで。後で個人的に聞いて。

○山本委員 取り下げます。すみません、失礼しました。

○加藤委員長 ほかに、全体として質問のある方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号、令和6年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり認定することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で終わります。お疲れさまでした。

1時間たちましたので、暫時休憩とします。

再開は11時15分、10分間の休憩とします。

午前11時2分 休憩

午前11時15分 再開

○加藤委員長 再開いたします。

議案第84号、令和6年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は24ページから27ページ及び353ページから361ページ、主要施策成果の説明書は217ページから222ページまでとなります。

これより質疑を行います。

質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは、初めに歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

山本委員。

○山本委員 歳入1款1項です。決算書355ページ、主要施策成果の説明書219ページです。

後期高齢者医療保険料に関してです。保険料の収納率と不納欠損額 6 万800円の人数、理由、外国人が含まれていれば、その人数と比率をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

後期高齢者医療における令和 6 年度の不納欠損は、前年比 7 万800円の減で 6 万800円です。不納欠損を行った人数は 9 人となっております。

事由と内訳につきましては、被保険者本人が死亡しており、また、相続人などがいないなどの理由が 2 人、差し押える資力などを持たない生活困窮者が 7 人であります。そのうち、外国人の人数は 2 人、金額は 1 万6,500円です。

被保険者総数と不納欠損総額に占める外国人分の比率は、人数が22.2%、金額は27.14%となっております。

以上です。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 すいません。これ、全体の収納率が出ないんでしたっけ。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

保険料全体の収納率ということではよろしかったでしょうか。現年滞納繰越分合わせて収納率のほうは99.55%となっております。

以上です。

ごめんなさい。収納率ですけども、申し訳ありません、訂正させていただきます。99.48%となっております。

以上です。申し訳ありませんでした。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

以上です。

○加藤委員長 続けて、ほかの方はいますか。

山本委員。

○山本委員 同じく歳入 1 款 1 項 1 目です。決算書355ページ、主要施策成果の説明書219ページです。

後期高齢者医療保険料に関してです。被保険者の自己負担割合のそれぞれの人数と割合をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

自己負担割合の人数及び割合といたしましては、1 割負担が6,689人で69.6%。2 割負担が2,206人で23%。3 割負担が713人で7.4%となっております。

以上です。

○加藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。以上です。

○加藤委員長 続きまして、質問。

柴田委員。

○柴田委員 同じところになるんですけども、被保険者数の人口割合と県内での順位を確認したいと思います。

また、今後の動向について、どう見ているのか確認をお願いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

湖西市総人口に対する被保険者数の割合は、令和 6 年度末時点で16.9%、順位は、県広域連合統計資料によります。

と、県内35市町中24位、すいません、被保険者の人口割合の高いほうから24位となっております。

また、今後の動向といたしましては、湖西市の75歳以上人口は、令和12年の1万283名をピークに減少に転ずる予測となっているため、後期高齢者医療における被保険者におきまして、令和12年までは被保険者は増加し、その後、減少に転ずるものと予測されるものであります。

先ほどの令和12年の1万283人という人口のほうは、国立社会保障・人口問題研究所の推計によるものとなっております。

以上です。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 よく分かりました。ありがとうございます。終わります。

○加藤委員長 ほかにある方、いますか。

相曽委員。

○相曽副委員長 先ほど、柴田委員のところのちょっと追加といいますが、確認になるんですけれども、保険料前年比が12万5,972円。

○加藤委員長 これ、単位が、千が違う、ないもので。

○相曽副委員長 千が抜けてると思います、すいません。18.6%増加する、増加していると思うんですけれども、単純に被保険者数が増加しているものだとは思われるんですが、近年の増加率の推移、先ほども令和12年度までピークにということなんですが、その分析ができてると思うんですけれども、今後の見通しの中でのやりくりのほうで、どのように評価しているかを確認したいです。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

保険料増加の要因といたしましては、被保険者の増加及び1人当たり保険料の増加によるものであります。

後期高齢者医療の保険料率の決定は、静岡県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の改定は、2年ごとに行われています。

令和6年度保険料改定の増額要因といたしましては、1人当たり医療費の増加、出産育児一時金を全世帯で支え合う仕組みの開始、後期高齢者保険料と現役世代の後期高齢者支援金の伸び率が同じになるように、後期高齢者負担率の設定が見直されたことなどが挙げられます。

今後の保険料ですけれども、1人当たりの医療費の増加、それから、令和8年度からは子ども・子育て支援金が開始されることが決定されているため、来年度以降、令和8年度が税率改定、保険料率改定の年となりますけれども、保険料が上がるのが予測されます。

以上となります。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 そうしますと、年々加入者数は増えていくというところで、住民の身近な窓口として、制度を円滑に利用できる業務を今後も継続のほうはしていける環境といたしますか、その環境は整っているのか確認したいです。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

市の後期高齢者医療のほうの事務としては、窓口業務が主なものとなっております。被保険者の増加が見込まれますが、今後も丁寧に対応のほうを続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 今の段階では特に、特段大きな課題があったりとか、困っているようなことはないという理解でよ

ろしいんでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

市の課題といたしましては、まず収納率の向上となります。高齢者の方の資力の低下が主な滞納原因となりますけれども、そういったところに丁寧に対応を続け、収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

○加藤委員長 ほかに質問のある方。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 柴田さんの質問で一部理解できましたが、あと5年ですね、令和12年までは、湖西市は増加をしていくだろうと。その後は増加が終わるんだよと。そうすると、その次の団塊の世代がまた入ってくるまでは増加しないというふうに、次は30年先かもしれないけど、そこまで予測できないんでしょうけど、この傾向は、湖西市の傾向と全国的な傾向、同じと見ていいんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

全国、他市との、すいません、比較は出ておりません。推測ではありますが、こうした傾向は全国的なものだと考えております。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○加藤委員長 では、次にある方。

神谷委員。

○神谷委員 歳入の1款1項1目、特別徴収と普通徴収の状況をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

特別徴収と普通徴収の収納状況といたしましては、特別徴収が100%、普通徴収が99.17%、これら現年分の合計収納率は99.70%となっており、県平均99.46%を上回る水準となっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 これ、特別徴収、普通徴収で分かれていて、特別徴収の人はもう100%というのは分かるんですけども、湖西市の対象者としては、もう、何ていうんですかね、自動的に特別徴収に移行していくという状況でしたかね。どうでしたか。ちょっとそこを確認させてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

特別徴収となるには条件がありまして、年金の年額が18万円以上、あと、介護保険と後期高齢者医療の足した金額が年金の金額の2分の1以下などとした基準のほうが設けられております。そうした基準に合わない方につきましては普通徴収となります。そうした切り替えのほうは自動的に行われ、市から被保険者のほうに通知をさせていただいているところであります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 やはり、だから皆さん特別、所得とかいろいろがあって、普通徴収の方もいらっしゃるけども、行政サイドとしても、そういう条件に合った人はとにかく口座振替とかなんかではなくて、特別徴収、年金から引き落とすという、そちらのほうを進めていきたいと、そういうことでよろしかったですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

後期高齢者医療の保険料のほうは原則が特別徴収となっております。その条件に合わない方については普通徴収となります。被保険者の方が選べるというものではありません。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

そういった中で、ちょっと、もしずれたら申し訳ないんですけども、後期高齢って75歳以上の人が対象で、65歳以上75歳未満で障害が認められると何か加入はできるというふうになってると思うんですけども、そこら辺って、湖西市、今、9,608人ですかね、そのうち、この中にそういった65歳以上75歳未満の方も含まれているという、まず、そういう解釈でよろしいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

委員お見込みのとおり、含まれております。地域福祉課のほうから、65歳を超えた方の障害者のほうのデータをいただきまして、こちらから勧奨通知のほうをお送りさせていただき、御本人さんの希望により、後期高齢者医療のほうに加入という形になります。御本人さんに選択が可能となるものですから、御本人さん希望の上で加入という形になります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 本人が希望すれば、そういった方もやはり特別徴収のような手段を取ってもらうということになりますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

先ほどの条件のほうに合致していれば特別徴収となります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。

○加藤委員長 次に質問のある方はいますか。

神谷委員。

○神谷委員 一般会計繰入金のところで、低所得者負担軽減分の内訳と、1,918万3,280円増額となった理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

令和6年度本算定時の低所得者軽減対象者は、全体被保険者のうち5,800人、61.5%の人が軽減を受けております。

低所得者の軽減制度は、7割、5割、2割の3段階があり、内訳としましては、7割軽減者が2,789人、29.6%。

5割軽減が1,574人、16.7%。2割軽減は1,437人、15.2%となっております。

低所得者負担軽減分の基盤安定繰入金が増加した要因は二つありまして、一つ目は、軽減対象となる所得基準が拡大したこと、全体の被保険者数の増加により軽減対象者数が増加したことが挙げられます。

二つ目の理由といたしましては、保険料率の改定が行われ、保険料総額が増加したことに伴い、軽減額も増加したことによるものです。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。7割、5割、2割負担の場合も、これも、もう今後の推移とすると、増えていくという推測はできるのでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

被保険者全体の人数が増えていることから、軽減対象者数は増えております。また、比率のほうですけれども、年々微増という形になっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。

○加藤委員長 歳入に関して、ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、次に、歳出について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 歳出の1款1項1目、決算書が359ページ、主要政策の説明書が220ページの一般管理費のところがございますけども、後期高齢者医療制度対応システムサポート委託料の内容をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

後期高齢者医療制度対応システムサポート委託料の内容といたしましては、県広域連合との情報連携に関わる月例処理のサポートや、システムに関する問題が発生した際の解決支援など、運用サポートを委託するものであります。

以上です。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 この金額の積算というのはどのようにになっているか確認できますでしょうか。大まかなところで構いません。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 ちょっと調べておりますので、先に進めていただけたらと思います。

○加藤委員長 じゃあ、回答は後にして、次の方、お願いします。

神谷委員。

○神谷委員 同じところ、一般管理費です。

県後期高齢者医療広域連合負担金の内容と、266万5,000円の増額理由をお伺いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

県後期高齢者医療広域連合負担金の内容といたしましては、県広域連合の運営に関わる費用の一部を、高齢者の人数、総人口、均等割の案分により、県内35市町で負担するものであります。

増額の理由といたしましては、県広域連合の標準システム機器更新に伴う委託料などの増額によるものです。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。あと、人件費があったんですよね、確か会計年度任用職員のが特別会計負担金のほうで増えてるというのは、その方、育児休業を取られている方がとかって説明あったと思うんですけど、その分の人件費で約293万円ぐらい増えているかなと思うんですけど、そういう解釈でよろしいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

広域連合負担金の中に、市職員の会計年度任用職員の予算のほうは含まれておりません。一般管理費のほうで、育児中の対応職員のほうの報酬費のほうを計上しております。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 すいません、じゃあ、私が勘違いしました。

では、この広域連合負担金の中の広域連合特別会計負担金が前年度よりも293万2,000円増えているかと思うんですけども、この理由は、委託料が増えたということなんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

こちらの広域連合負担金のほうは、あくまでも広域連合で事務を行っていくための経費であります。広域連合一般会計負担金は、広域連合での議会関係事務費、事務所の賃借料、それから、総務室の職員などを負担するための経費負担となります。

一方、広域連合特別負担金のほうは、広域連合での医療事務を実施するための経費として、医療給付を行うための電算システム、レセプト点検などに要する費用、医療給付室の職員などの費用を賄うための負担金であります。

以上となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 増えた要因というのは。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

増額の要因といたしましては、先ほどの県広域連合のシステムの機器更新によるところが大きな要因となっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 そこが全てではないけど、そういったことも、システム更新費用も含めて、特別会計への負担金が293万円ぐらい増えましたよと、そういうことですね。了解しました。

○加藤委員長 さっきのはどうですか。

保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

システム保守に関わる管理費のほうですけども、月額16万3,900円となっております。

すいません、ちょっと根拠資料のほうで、明細などは、ちょっとすいません、今、確認できない状態です。

以上です。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 決算書のほうだと196万7,000円になっておりまして、ただいまお答えいただいたのが195万6,000円ということで、その差額は、消費税とか、そういうものになってくるのか、もしくは、毎月の委託料で決まっている分にシステムの変更と、また、委託先でのそういった事務の増加量などでプラスになってくるのか、そこら辺はどのようになっているのか、大まかなところで構いませんので、確認できますでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

決算書でのシステムサポート業務のほうの決算額は196万6,800円となっております。先ほどお伝えした月額のほうが16万3,900円となっており、こちらを12か月分乗じたものがこちらの決算額196万6,800円となります。

以上です。お答えになってますでしょうか。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。終わります。

○加藤委員長 じゃあ、この件は以上です。

次に質問のある方はいますか。

相曽副委員長。

○相曽副委員長 1款2項1目の決算書359ページ、主要施策成果の説明書221ページ、徴収費のところでは、

保険料収納状況の普通徴収の収納率が100%にならない要因を伺います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

普通徴収の徴収率が100%にならない要因といたしましては、特別徴収が年金から保険料を差し引くものに対し、普通徴収は、被保険者御自身が納付書または口座振替により保険料を納付する仕組みであることから、納付忘れや残高不足による未納が生じる場合があること、また、資力がなく、保険料の納付が困難であるなど、個別の事情により納付が滞る場合があるためでございます。

以上です。

○加藤委員長 相曽副委員長。

○相曽副委員長 先ほどの歳入のところでも、原則特別徴収で、選べるわけではないというふうに答弁があったと思うんですが、そうしますと、先ほどのその原因、要因の中で、納付を忘れるとか残高不足とかというのは、特別徴収のほうであれば解決できると思うんですけれども、そこには至らないけれども、納付忘れ、残高不足の方もいらっしゃるし、それとはまた別で、そもそも支払い能力がなかなかない方の、困窮されている方もいらっしゃるという、2種類にちょっと分かれるんじゃないかなと思うんですけど、その分析とか評価はどういうふうに考えていますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

納付書による納付忘れ、または、口座振替が残高不足などでできなかった方については、督促状を納期限後20日以内にお送りしてます。また、それでも、ちょっと納付がない方につきましては催告書をお送りしております。また、資力の低下により納付がない方につきましては、納付相談などを行い、分割納付などを行っていただけるよう丁寧に対応しているところでございます。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 こちらも、歳入のところでも、困窮者が7名いるということなんですけど、ここの対象者は7名という認識でいいんでしょうか。亡くなった方含めた9名ですね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

先ほどのお伝えした人数のほうは不納欠損の理由、資力なしとした方の人数となっております。滞納者といましては、不納欠損以上の方の人数がおりますので、資力低下と思われる方、先ほど7人以上の方がいらっしゃいます。以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 そうしますと、もう75歳以上の方に生活困窮となりますと、なかなか難しい話になってくると思うんですけど、そういう方に関しては、生活保護だったり、また違う制度の適用になるんじゃないかなと思うんですけども、その支援制度の連携とかというところはどのようにやっていらっしゃるのでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

納付相談を行っていく中で、生活が著しく困窮していると思われる場合には、こちらのほうからお声かけをさせていただいて、御本人様が公的な支援を必要としている場合には、地域福祉課などの担当課のほうへ、窓口のほうへ御案内をさせていただいております。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

○加藤委員長 次にある方はいますか。

相曽委員。

○相曽副委員長 すいません。先ほどと関連になるんですけども、滞納繰越分ですね。288万7,450円の内訳件数と、督促や分納交渉など、先ほど20日以内に催告書を送ると言われましたけども、その結果、どれぐらい回収できているかなども分かればお願いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

滞納繰越分の内訳としましては、令和5年度現年分が142件、50人、金額が117万2,100円。令和4年度以前分が93件、29人で、171万5,350円となっております。

先ほどの回答とちょっと重なってしまう部分もありますけれども、督促や分納交渉、各納期限の20日後以内に督促状を発送しております。その後も納付が確認できない場合には、年1回以上の催告書の送付、電話催告、臨戸訪問などを行っております。

分納交渉といたしましては、生活困窮などにより滞納が発生している被保険者に対し、生活を著しく困窮させることがないよう、生活状況などを聞き取りながら、状況に応じた分納計画を作成し、また、税金、国保税などにも滞納がある場合には担当部署とも連携をし、計画的に納付をいただけるよう努めて対応しているところであります。

以上です。

○加藤委員長 相曽委員。

○相曽副委員長 理解しました。終わります。

○加藤委員長 次に質問ある方。

神谷委員。

○神谷委員 今までの御答弁を聞いていて、私が通告しました保険料収納状況をどのように判断して、課題をどのように捉えているかということがおおむね分かりましたけども、ほかに、もし何か付け足すこと等ありましたら、お伺いしたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

収納対策としては、先ほどもお伝えしたとおり、一番課題であるというところは、やはり資力がないということが一番の課題だと考えております。こちらとしては、今後も対象者に丁寧な納付相談を行い、生活の状況に応じた分納計画などを作成し、本人の生活が著しく困窮することがないように適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○加藤委員長 ほかに、全体で。

柴田委員。

○柴田委員 全体的なところなんですけども、単年度収支のところを確認したいんですけども、監査委員の審査意見書の資料から確認をさせていただいたんですが、単年度収支のところ、直近の3年間というところで見たとところで、令和4年度はマイナスの1,895万円、また、令和5年度で、プラスに転じましたけど、プラスの6万6,000円ということでしたけども、令和6年度、プラスの1,120万5,000円ということで大幅にプラスが増加したということになりましたけども、こちらの要因を確認したいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

単年度収支がプラスになった主な要因といたしましては、被保険者数の増加及び保険料率の改定に伴い、保険料の収入が増加し、納付された保険料を広域連合へ支払うための後期高齢者医療保険料納付金が予算より1,113万8,150円上回ったことによるものであります。

出納閉鎖期間内納付分や年度末補正対応が可能な期間後に保険料が収入増となった分につきましては、翌年度予算に繰り越した上で、翌年度の10月に過年度精算分として納付することになっております。

このことから、単年度収支が増額となりました。また、過年度精算となったことになって、延滞金などの何か増額分が生じるものではございません。

以上となります。

○加藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 よく理解できました。ありがとうございます。終わります。

○加藤委員長 ほかに、ある方。

神谷委員。

○神谷委員 ちょっと1点お聞きしたいんですけど、決算書の359ページですが、よろしいですかね。

その中で、通信、役務費のところ、私の計算間違いだったら申し訳ないんですが、191万8,700円と通信運搬費として増えております。そして、その下の徴収費のところにも、通信運搬費として109万9,000円が計上されていて、こちらのほうは額が21万6,000円ぐらいですので、郵便料の値上げかなと思うんですけども、この一般管理費の中における通信運搬費というのは、まずは、ちょっとこのことを説明してもらいたいという質問でよろしいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

両方とも共通して通信運搬費が増額となっていることは、まず、郵便料の改定というところによるものです。それに加えて、一般管理費のほうの通信運搬費が増額となった理由といたしましては、昨年度夏に加入者情報というものを加入者の方全員に送らせていただいております。こちらのほうが、普通郵便ではなく特定記録郵便でお送りしていること、または、急遽、この通知のほうにパンフレットを一部入れることが、追加で決まったものですから、それに伴う増額となっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。そうすると、これは、この令和6年度だけ、このぐらいの通信費がかかりましたよというふうに思っていてよろしいんですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

委員お見込みのとおりで、令和6年度の一般管理費のほうの通信運搬費の増額の主な要因は、その特定記録でお送りするところの部分が大きいものですから、今年度以降は元の金額のほうに戻ると見込んでおります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。ありがとうございます。

続いて、当初予算額とほぼ同額なんですけども、後期高齢に関しては、こういった収支でやっていけるという捉え方をされていてよろしいでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お答えします。

後期高齢者医療の予算編成といたしましては、金額の大きな広域連合への負担金などにつきましては、広域連合のほうの資料を頂き、確定請求額、概算請求額のほうに収納率などを考慮した上で予算計上しております。

収納率などは、年度間によって大幅な増減もないことから、予算額のほうが見込みがしやすいこともありまして、当初予算と同等の収支になることが多いと考えております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ある程度安定的な運営ができていくということでよろしいですね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○山中保険年金課長 お見込みのとおりでございます。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。

○加藤委員長 ほかに、全体でもいいんですが、質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第84号、令和6年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

以上をもちまして、総務経済委員会を閉会いたします。

〔午前11時58分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 加藤 治 司